

(2026.4.1より改定)

●神戸ろうあ協会手話派遣センター事業要綱第13条に基づく派遣細則第8条「手話通訳等派遣費の基準」は次のとおりとする。

別表1

手話通訳	時間	派遣料	備考
手話通訳	1時間まで	1人 4,000円	交通費実費
	その後1時間ごとに	1人 4,000円	
	予定時間を超過した場合は、15分ごとに1人あたり1,000円をいただきます		
打合せ料	当日(時間に関わらず)	1人 1,000円	通訳料別途
映像二次使用料	1回につき	1人 10,000円	通訳料別途
	通訳時間に関わらず、公開を目的とした通訳者の映像記録にかかる費用		

講師	時間	派遣料	備考
講師	2時間まで	1人 10,000円	交通費実費
特別講義講師	2時間まで	1人 15,000円	交通費実費
交流会講師	2時間まで	1人 5,000円	交通費実費

講師:手話の実技指導・聴覚障害に関する講演など

特別講義講師:手話奉仕員養成講座・手話通訳者養成講座カリキュラム内の特別講義

交流会講師:基礎講座・こども手話講座での交流会における講師

●依頼の取り消しについて

(神戸ろうあ協会手話派遣センター事業要綱第13条に基づく派遣細則より抜粋)

第14条 手話通訳者の派遣日の前日(前日が土、日曜日および祝日の場合はその前日の開所日)の17:00までに、依頼先からキャンセルの連絡があった場合は事業要綱第13条に基づく派遣細則第4条別表1に基づく謝礼は請求しないものとする。

ただし、それ以降にキャンセル連絡があった場合は、通訳者1名につき、1時間までの派遣通訳料の50%と発生した交通費を請求するものとする。

●ビデオ・スマートフォン等による撮影について

派遣された手話通訳者・講師を動画撮影することは原則禁止とします。記録・配信等で動画撮影を希望する場合は、事前に必ず派遣依頼書に明記し、ご相談ください。